鳴沢村地域公共交通会議運賃協議部会設置規程

（趣旨）

第１条　この規程は、道路運送法第９条第４項の規定に基づき運賃等の協議を行うため、鳴沢村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の部会として、運賃協議部会を鳴沢村地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第１２条の規定に基づき設置し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　運賃協議部会は、次に掲げる事務について、協議又は調整を行うものとする

　(1)　地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項。

（組織）

第３条　部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから交通会議の会長が指名する。

(1)　協議運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者

(2)　住民の意見を代表する者

(3)　村職員

(4)　関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名するもの

（部会長）

第４条　部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

　２　部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

　３　部会長に自己があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が職務を代理する。

（会議）

第５条　部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

２　部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議結果の報告）

第６条　部会長は、部会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

（会議の公開）

第７条　部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は部会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

（庶務）

第８条　部会の庶務は、企画課において処理する。

（委任）

この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

 附 則

この規程は、令和７年７月７日から施行する。